

社会体育活動における各種スポーツ大会出場助成金支給要綱

(目的)

第1 この要綱は、市内在住の個人及びスポーツ団体が、甲州市の代表として、日本体育協会に加盟する競技団体の主催による、関東及び全国規模のスポーツ大会等で、予選会等を通して出場資格が与えられる大会、またはこれに準ずる大会、その他甲州市教育委員会が妥当と認める大会に出場した場合、その経費の一部を助成することを目的とする。

(支給対象者)

第2 前条に規定する出場助成金は、各種スポーツ大会に出場する各々の大会要項に規定された正式登録者としての役員(引率責任者、監督、コーチ、スコアラー等)、選手のうち市内在住者である各々に支給する。

(支給額)

第3 助成金の額は次のとおりとする。

(1) 北海道・九州・沖縄で開催される大会は、1人15,000円とする。

(2) 東北・近畿・中国・四国で開催される大会は、1人12,000円とする。

(3) その他の地域で開催される大会は、1人9,000円とする。

(4) 大会の開催地が山梨県の場合は、1人5,000円とし、総額で50,000円を限度とする。

ただし、(1)、(2)、(3) については、支給対象者が小学生以下の場合は、規定額の3分の2の額とする。

(交付申請)

第4 助成金の交付を受けようとする者は、甲州市補助金等交付規則(以下「規則」という。)に規定する、様式第1号により、スポーツ大会出場助成金交付申請書を教育委員会(市長)に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を記載した書類を添付しなければならない。

(1) 大会要項

(2) 大会にかかる経費の予算書

(3) 参加する役員、選手等の名簿

(交付決定)

第5 教育委員会(市長)は、前条の規定により助成金交付申請書の提出があつ

たときは、これを審査し、交付決定した場合は、あらかじめ規則様式第2号による交付決定通知書を申請者に交付し、助成金を交付するものとする。

（実績報告書の提出）

第6 助成金の交付を受けた者は、大会終了後、速やかに規則様式第4号により、助成金事業実績報告書を、教育委員会(市長)に提出するものとする。

（助成金の額の確定）

第7 教育委員会(市長)は、前項の実績報告書に基づき審査を行い、額を確定し清算するものとする。

附 則

この要綱は、平成17年11月1日より実施する。